

鹿児島県地方創生有識者懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本県の地方創生への取組などについて助言を得るため、鹿児島県地方創生有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を鹿児島地区及び東京地区に設置する。

(組織)

第2条 鹿児島地区の懇話会は委員25人程度、東京地区の懇話会は委員5人程度で組織する。

2 委員は、地域の産業や経済等について知見を有する専門家等をはじめ、各分野で活躍されている人のうちから知事が指名し委嘱する委員で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から概ね1年程度とする。

(委員長)

第4条 鹿児島地区及び東京地区の懇話会にそれぞれ委員長を置き、知事の指名によりこれを定める。

2 委員長は懇話会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(懇話会)

第5条 懇話会は知事が招集する。

(分科会)

第6条 懇話会での議論を深め、テーマごとに検討を行うため、懇話会に分科会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第7条 懇話会には、必要に応じて、知事又はその他の県職員が出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認める場合は、懇話会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(懇話会の公開)

第8条 懇話会は公開を原則とするが、懇話会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

2 当初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。